

地震・津波対策編

第1章

計画の作成に当たって

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「浜松市地域防災計画」の「地震・津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

第1節 予想される災害

- 本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾から駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震^{※1}がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震^{※2}があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って連続的に発生する可能性も考えられる。
- また、東日本大震災の教訓から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震^{※3}や元禄型関東地震などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- 津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。
- 市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

【災害対策本部事務局】

※1 マグニチュード8クラス

※2 それぞれマグニチュード8クラス

※3 マグニチュード9クラス

1 第4次地震被害想定

- 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本県において最大級の災害が想定される地震として、駿河トラフ・南海トラフ沿いなどで発生するレベル1・2の地震・津波を対象としている。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5 地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府2012) ^{※4}

※4 南海トラフ巨大地震(内閣府2012)の断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意する。

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができるものと考

えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波の被害想定の結果

《対象／浜松市域》

(1) 概説

- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）^{※5}の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

※5「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書。

(2) 建物等被害に係る想定結果^{※6}【対象／浜松市域】

（単位：棟）

建物棟数	276,532
------	---------

※6 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊 ^{※7}	約 42,400	約 42,400	約 42,400	約 42,400
	半壊 ^{※8}	約 36,900	約 36,800	約 34,900	約 37,300
液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
	半壊	約 740	約 740	約 740	約 740
人工造成地	全壊	約 3,430	約 3,430	約 3,430	約 3,430
	半壊	約 10,600	約 10,600	約 10,600	約 10,600
津波	全壊	— ^{※9}	—	—	—
	半壊	約 70	約 70	約 70	約 70
山・崖崩れ	全壊	約 230	約 230	約 230	約 230
	半壊	約 580	約 580	約 580	約 580
火災	焼失	約 3,690	約 5,010	約 13,250	約 390
建物被害総数	全壊及び焼失	約 49,960	約 51,280	約 59,520	約 46,660
	半壊	約 48,890	約 48,790	約 46,890	約 49,290
建物被害率	全壊及び焼失	約 18%	約 19%	約 22%	約 17%
	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%

※7 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊。
 ※8 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊。

※9 被害規模がわずかなものを示す。

ブロック塀等転倒数	約 5,010 件
屋外落下物が発生する建物数	約 11,000 件

(3) 人的被害に係る想定結果^(※10) 【対象／浜松市域】

(単位：人)

項目		被害 区分	予知なし			予知あり ^(※12)		
			冬・深夜	夏・昼 ^(※11)	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 ^(※13、14)		死者	約 1,540 (約 180)	約 800 (約 120)	約 1,230 (約 120)	約 430 (約 50)	約 200 (約 20)	約 370 (約 20)
		重傷者 ^(※15)	約 4,530 (約 620)	約 7,260 (約 490)	約 4,730 (約 430)	約 1,310 (約 140)	約 2,000 (約 110)	約 1,320 (約 80)
		軽傷者 ^(※16)	約 10,900 (約 2,500)	約 11,300 (約 2,060)	約 9,700 (約 1,960)	約 3,070 (約 500)	約 3,370 (約 450)	約 2,850 (約 440)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者	— (※17)	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
山・崖崩れ		死者	約 10	—	—	—	—	—
		重傷者	約 10	—	約 10	—	—	—
		軽傷者	約 10	—	約 10	—	—	—
火災		死者	約 140	約 110	約 510	—	—	—
		重傷者	約 110	約 120	約 310	—	約 10	約 10
		軽傷者	約 190	約 310	約 780	—	約 10	約 10
ブロック塀の転倒・ 屋外落下物		死者	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	約 10	約 10	—	—	—
		軽傷者	—	約 20	約 50	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者	約 1,650	約 910	約 1,650	約 430	約 1,320	約 380
		重傷者	約 4,630	約 7,370	約 5,130	約 1,310	約 2,100	約 1,320
		軽傷者	約 11,500	約 11,800	約 10,600	約 3,070	約 3,470	約 2,850
	早期避難率低	死者	約 1,650	約 910	約 1,650	約 430	約 1,320	約 380
		重傷者	約 4,630	約 7,370	約 5,130	約 1,310	約 2,100	約 1,320
		軽傷者	約 11,500	約 11,800	約 10,600	約 3,070	約 3,470	約 2,850
自力脱出困難者数 ・要救助者数		地震動	約 9,500	約 8,370	約 8,780	約 2,770	約 2,460	約 2,460
		津波	—	—	—	—	—	—

※10 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

※11 海水浴客の津波による死者数の増分は、約 10 人(早期避難率高+呼びかけ、早期避難率低)

※12 予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※13 ()内は各被害者数のうち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物によるもの

※14 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当のもので、全壊に含まれる。

※15 1 ヶ月以上の治療を要する負傷者

※16 1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※17 被害規模がわずかなものを示す。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果

《対象／浜松市域》

(1) 概説

- この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸^(※18)とし、南西側^(※19)を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して静岡県が行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議(2011)^(※20)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害を試算している。

(2) 建物等被害に係る想定結果^(※21)

《地震動：陸側ケース、津波ケース①》【対象／浜松市域】

(単位：棟)

建物棟数	276,532
------	---------

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊 ^(※22)	約 105,000	約 105,000	約 105,000	約 105,000
	半壊 ^(※23)	約 39,200	約 38,800	約 36,500	約 40,200
液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
	半壊	約 590	約 590	約 580	約 540
人工造成地	全壊	約 8,010	約 8,010	約 8,010	約 8,010
	半壊	約 24,330	約 24,330	約 24,330	約 24,300
津波	全壊	約 2,040	約 2,040	約 2,040	約 2,040
	半壊	約 4,530	約 4,430	約 4,230	約 4,730
山・崖崩れ	全壊	約 500	約 500	約 500	約 500
	半壊	約 1,210	約 1,210	約 1,210	約 31,410
火災	焼失	約 7,580	約 9,300	約 18,100	約 1,830
建物被害総数	全壊及び焼失	約 123,400	約 124,500	約 134,600	約 119,400
	半壊	約 69,500	約 69,400	約 66,500	約 71,800
建物被害率	全壊及び焼失	45%	45%	49%	43%
	半壊	25%	25%	24%	26%

ブロック塀等転倒数	約 10,100 件
屋外落下物が発生する建物数	約 46,200 件

※18 富士川河口断層帯を含む。
※19 日向灘側。

※20 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告による。

※21 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

※22 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊。
※23 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊。

(3) 人的被害に係る想定結果^(※24)

《地震動：陸側ケース、津波ケース①》【対象／浜松市域】

(単位：人)

項目		被害 区分	予知なし			予知あり(※26)		
			冬・深夜	夏・昼 (※25)	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(※27)		死者	約 5,250 (約 400)	約 2,820 (約 320)	約 4,240 (約 330)	約 1,420 (約 100)	約 750 (約 70)	約 1,210 (約 70)
		重傷者 (※28)	約 11,200 (約 1,420)	約 18,500 (約 1,120)	約 11,900 (約 1,110)	約 3,190 (約 300)	約 5,400 (約 260)	約 3,390 (約 210)
		軽傷者 (※29)	約 18,400 (約 5,480)	約 24,500 (約 4,460)	約 17,700 (約 4,460)	約 5,300 (約 1,120)	約 5,300 (約 1,000)	約 5,100 (約 900)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者	約 9,700	約 3,260	約 4,190	約 2,010	約 1,110	約 1,310
		重傷者	約 260	約 70	約 80	約 70	約 40	約 50
		軽傷者	約 400	約 120	約 120	約 140	約 80	約 100
	早期避難率低	死者	約 16,610	約 9,660	約 11,500	約 2,010	約 1,110	約 1,310
		重傷者	約 500	約 300	約 400	約 70	約 40	約 50
		軽傷者	約 1,200	約 700	約 800	約 140	約 80	約 100
山・崖崩れ		死者	約 50	約 10	約 30	—(※30)	—	—
		重傷者	約 20	約 10	約 10	—	—	—
		軽傷者	約 20	約 10	約 10	—	—	—
火災		死者	約 1,230	約 770	約 2,840	約 140	約 80	約 120
		重傷者	約 200	約 310	約 530	約 90	約 90	約 90
		軽傷者	約 550	約 700	約 1,440	約 220	約 220	約 230
ブロック塀の転倒・ 屋外落下物		死者	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	約 10	約 70	—	—	—
		軽傷者	—	約 90	約 160	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者	約 16,380	約 7,040	約 11,170	約 3,620	約 2,060	約 2,610
		重傷	約 11,700	約 19,000	約 12,500	約 3,390	約 5,600	約 3,590
		軽傷者	約 19,300	約 25,400	約 19,500	約 6,900	約 7,500	約 5,400
	早期避難率低	死者	約 23,180	約 13,440	約 18,500	約 3,620	約 2,060	約 2,610
		重傷	約 12,000	約 19,200	約 12,800	約 3,390	約 5,600	約 3,590
		軽傷者	約 20,000	約 26,000	約 20,100	約 6,900	約 7,500	約 5,400
自力脱出困難者数 要救助者数		地震動	約 35,800	約 36,100	約 35,200	約 10,450	約 10,340	約 10,040
		津波	約 2,440	約 5,040	約 3,240	約 200	約 600	約 400

※24 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

※25 海水浴客の津波による死者数の増分は、約 300 人(早期避難率高+呼びかけ)～約 800 人(早期避難率低)

※26 予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※27 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当のもので、全壊に含まれる。

※28 1 ヶ月以上の治療を要する負傷者

※29 1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※30 被害規模がわずかなものを示す。

4 過去の浜松市周辺の津波災害

地点名	明応地震 1498 年	慶長地震 1605 年	宝永地震 1707 年	安政東海地震 1854 年	東南海地震 1944 年	南海地震 1946 年
篠原	---	---	---	津波高さ3.9m	---	---
玉蔵寺	---	---	---	津波高さ3.9m	---	---
旧坪井村	---	---	---	津波高さ3.7m	---	---
志都呂	---	今切番所の倒壊	---	---	---	---
天満宮 津島神社	---	---	---	津波来襲	---	---
雄踏町宇布見	津波高さ 3～4m	---	田畑 1,000 余 荒地	津波高さ 3m	---	---
馬郡村	---	---	32 軒流出	津波高さ3.2m	---	---
舞阪	津波高さ 6～8m 300 軒流出	津波高さ 5～6m	津波高さ5.3m	津波到達時間 15 分 津波高さ 2.4～10m 8 軒流出	津波高さ 3m	津波高さ1.2m
今切	今切ができた	---	今切が拡大 津波高さ 3～4m 344 軒流出 24 人溺死	360m から 1,260m に拡大 津波高さ 4～5m	---	---
浜名湖周辺	4,500 軒流出 1 万人溺死	津波高さ 4～5m	---	西町半分浸水	---	---
気賀	---	---	津波高さ 1～2m 240 軒流出	津波高さ 2～3m	---	---
細江神社	津波来襲	---	---	---	---	---
細江	---	---	津波高さ 5～6m	津波高さ4.5m	---	---
佐久米	津波高さ 4m 数百軒中 7 件のみ残	---	---	---	---	---
津々崎	津波高さ 3～4m	---	---	---	---	---
橋本 日々崎 北山	各 1,000 軒が 流出	津波高さ 5～8m 100 軒中 80 軒流出	---	---	---	---
新居	津波高さ 6～8m 100 軒流出	津波高さ 5～8m	津波高さ 3～5m 344 軒流出 24 人溺死	津波高さ 2.5～8m 800 軒中 130 軒半壊 40 軒全壊	津波高さ 1m	---
大倉戸	---	---	---	津波高さ 6m 以上 田畑に海水・ 土砂侵入	---	---
白須賀	津波高さ 5～6m	津波高さ 8m	津波高さ 9m 家屋全壊	津波高さ 6m	津波高さ 2m	---

《出典》

飯田汲事 1985 東海地方地震・津波災害誌(飯田汲事教授論文選集)	昭和60年	11月
静岡県史 自然災害誌	平成8年	3月
日本付近のおもな被害地震表 宇佐美龍夫 著	昭和42年	3月
東海地方地震津波史料(Ⅰ・上巻)	昭和54年	3月
東海地方地震津波史料(Ⅰ・下巻)	昭和54年	3月
東海地方地震津波史料(Ⅱ)	昭和58年	3月
明応7年・慶長9年の房総および東海南海道大津波の波源 羽鳥徳太郎 著	昭和51年	3月
静岡県地震対策基礎調査報告書	昭和52年	1月
第16回東南海、南海地震等に関する専門調査会報告 中央防災会議	平成15年	12月
安政東海地震津波被害調査報告書	昭和61年	3月
静岡県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査 羽鳥徳太郎 著	昭和52年	9月
三重県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査 羽鳥徳太郎 著	昭和53年	8月
東南海地震の全体像 静岡県における再調査	昭和61年	2月
日本被害津波総覧[第2版] 渡辺偉夫 著	昭和60年	11月

5 津波の区分

- 津波には、近地津波と遠地津波の2種類がある。
- 近地津波は、日本近海で発生した地震による津波をいい、南海トラフ地震等による津波も近地津波に属し、地震発生後5分程度で津波が来襲すると推定されている。
- 遠地津波は、海外で発生した地震による津波をいい、チリ地震など太平洋岸地域で発生した地震に伴う津波は遠地津波に属す。

第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 市及び防災関係機関等が、南海トラフ地震等(※1)の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示す。
- 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下、「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

【災害対策本部事務局】

※1 南海トラフで発生する地震、その他市域における大規模な地震及び当該地震に起因する津波並びにこれらに伴う災害。

1 市

市	① 南海トラフ地震等の地震対策計画の作成及び市防災会議に関する事務 ② 地震防災に関する組織の整備 ③ 自主防災組織の育成指導及び住民の地震対策の促進 ④ 防災思想の普及 ⑤ 防災訓練の実施 ⑥ 地震防災のための施設等の緊急整備 ⑦ 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
---	---

	⑧ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報・津波警報・津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発 ⑩ 避難の指示に関する事項 ⑪ 消防、水防その他の応急措置 ⑫ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項 ⑬ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備及び点検 ⑭ 緊急輸送路の確保 ⑮ 食料、医薬品その他物資の確保、廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施 ⑯ 前各号に掲げるもののほか地震災害発生の防止、拡大防止のための措置又は災害応急対策
--	--

2 県

県	① 県地域防災計画「地震対策編」に掲げる所掌事務 ② 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
県警察 ^(※2)	① 南海トラフ地震に関連する情報の受理、伝達及び広報 ② 危険区域への立入の規制 ③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視 ④ 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 ⑤ 避難状況等に関する情報の収集 ⑥ 防災訓練の実施

※2 浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署。

3 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	① 災害時に備えての電気通信施設^(※3)の整備のための調整及び電波の監理 ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の運用の監理 ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること ⑥ 非常通信協議会の運営に関すること
----------------	--

※3 有線電気通信施設及び無線通信施設。

財務省 東海財務局(※4)	① 災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供	※4 静岡財務事務所
厚生労働省 静岡労働局(※5)	① 事業場に対する地震による労働災害防止対策の周知指導 ② 事業場の被災状況の把握	※5 浜松労働基準監督署
農林水産省 関東農政局(※6)	① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握 ② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援 ③ 被災地の食料事情の把握 ④ 農林水産業に関する被害状況の把握	※6 静岡県拠点
農林水産省 関東森林管理局 (※7)	① 災害復旧用材(国有林材)の供給	※7 天竜森林管理署
国土交通省 中部地方整備局 (※8)	管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 ・ 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 ・ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・ 中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度の活用 ・ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施 ・ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有 ② 初動対応 ・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会の道路啓開オペレーション計画に基づいて道路啓開を実施する。	※8 浜松河川国道事務所

	③ 応急・復旧 ・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・ 緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ・ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 ・ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知 ・ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 ・ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ・ 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ・ 所管施設の緊急点検の実施 ・ 情報の収集及び連絡 ・ 道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 ・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械等を被災地域支援のために出動
国土交通省 中部運輸局(※9)	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達斡旋及び特定航路への就航勧奨 ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導の実施 ④ 緊急海上輸送の要請への速やかな対応のための船舶運航事業者等との連絡体制の強化及び船舶動静の把握並びに緊急時の港湾荷役態勢の確保 ⑤ 必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令措置 ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ⑦ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導 ⑧ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するため、関係運送事業者団体、運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備 ⑨ 必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送要請 ⑩ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊

※9 静岡運輸支局

	(TEC-FORCE)の派遣
国土地理院 中部地方測量部	① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図ること ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図ること ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図ること ④ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施すること
気象庁 東京管区气象台 (※10)	① 地震情報の照会に対する応答と解説 ② 緊急地震速報(警報)の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 ③ 地震、津波観測施設の整備及び観測機器の保守 ④ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 ⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (※11)	① 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 ② 海水浴客等に対する南海トラフ地震(津波を含む)に関連する情報の情報伝達 ③ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 ④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ⑤ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (※12)	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

※10 静岡地方气象台

※11 清水海上保安部

※12 浜松防衛事務所

4 指定公共機関

(独)国立病院機構(※13)	① 医療救護班の派遣による医療救護の準備又は実施 ② 可能な範囲での患者の受入れ及び治療
日本赤十字社(※14)	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項
日本放送協会(※15)	① 地震災害に関連する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 ② 臨時ニュースの編成等各メディアを有効に活用し、南海トラフ地震に関連する情報及びその他の地震に関する情報の正確、迅速な提供 ③ 地方公共団体等の要請に基づく予報、警報、警告等の放送の実施 ④ 放送施設、設備の災害予防のための整備
中日本高速道路(株)(※16)	① 大規模地震時業務継続計画の策定 ② 防災訓練の実施 ③ 交通状況に関する関係機関との情報連絡に関すること ④ 利用者の安全確保に関すること ⑤ 災害時応援協力会社との連絡体制
東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	① 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 ② 列車の運転規制措置 ③ 旅客の避難、救護 ④ 南海トラフ地震臨時情報、列車運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 ⑤ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配 ⑥ 施設等の整備
西日本電信電話(株) (株)NTTドコモ東海支社	① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ③ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配
岩谷産業(株) アストモスエネルギー(株) (株)ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ(株) ジクシス(株)	① LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送

※13 天竜病院

※14 静岡県支部

※15 静岡放送局

※16 浜松保全・サービスセンター

日本郵便(株)東海支社 ^(※17)	① 郵便事業の運営に関すること ② 施設等の被災防止に関すること ③ 利用者の避難誘導に関すること ④ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ⑤ 施設等の被災防止に関すること ⑥ 利用者の避難誘導に関すること	※17 浜松西郵便局 ほか市内の各郵便局
日本通運(株) ^(※18) 福山通運(株) ^(※19) 佐川急便(株) ^(※20) ヤマト運輸(株) ^(※21) 西濃運輸(株) ^(※22)	① 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	※18 静岡支店 ※19 浜松支店 ※20 浜松営業所 ※21 浜松元浜センター ※22 浜松支店
中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) ^(※23)	① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 ② 復旧用資機材等の整備 ③ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	※23 浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場
電源開発(株) ^(※24) 電源開発送変電ネットワーク(株)	① 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置	※24 佐久間電力所ほか市内の各事業所
KDDI(株) ^(※25) ソフトバンク(株) ^(※26) 楽天モバイル(株)	① 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	※25 中部総支社管理部 ※26 名古屋事業所
(一社)日本建設業連合会 ^(※27) (一社)全国中小建設業協会	① 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	※27 中部支部
(株)イトーヨーカ堂 イオン(株) ユニー(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	① 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 ② 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	

5 指定地方公共機関

土地改良区	① 災害予防 所管施設の耐震性の確保 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ③ 応急・復旧 ・ 関係機関との連携による応急対策の実施
-------	--

	・ 所管施設の緊急点検 ・ 農業用水及び非常用水の確保	
サーエナジー(株) ^(※28)	① 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ③ 施設、設備の耐震予防対策の実施 ④ 南海トラフ地震臨時情報発表時における広報、施設の点検等災害予防措置	※28 浜松支社
(一社)静岡県LPガス協会 ^(※29)	① 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 ② 施設設備の耐震化等、予防対策の実施 ③ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における広報や施設の点検等の災害防止措置の実施 ④ LPガス等の確保に関する協力 ⑤ 被害状況調査及び応急復旧	※29 西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会
遠州鉄道(株) 天竜浜名湖鉄道(株)	① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 ② 列車の運転規制措置 ③ 旅客の避難、救護 ④ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	
(一社)静岡県トラック協会 ^(※30) 商業組合静岡県タクシー協会 ^(※31)	① 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保	※30 西部支部、北遠支部 ※31 浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部
静岡県道路公社	① 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 ② 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ③ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	
静岡放送(株) ^(※32) (株)テレビ静岡 ^(※33) (株)静岡朝日テレビ ^(※34) (株)静岡第一テレビ ^(※35) 静岡エフエム放送(株)	① 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、地震予知情報、地震情報、その他の地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況等を放送すること ③ 放送施設、機器類等の設備の事前点検と災害予防のための設備の整備	※32 浜松総局 ※33 浜松支社 ※34 浜松支局 ※35 浜松支局
(一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案 ^(※36) ③ 災害時の口腔ケアの実施 ^(※37) ④ 災害支援ナースの派遣 ^(※38)	※36 静岡県薬剤師会、静岡県看護協会及び静岡県病院協会を除く。 ※37 静岡県歯科医師会 ※38 静岡県看護協会
(公社)静岡県栄養士会	① 要配慮者への食料供給 ② 避難所における健康相談に関する協力	
(一社)静岡県建設業協会 ^(※39)	① 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	※39 (一社)浜松建設業協会、(一社)天竜建設業協会

6 自衛隊

陸上自衛隊 東部方面隊第12旅団ほか	① 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動 ② 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方隊	① 災害時における人命保護のための救助 ② 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第1航空団(※40)	① 災害時における人命又は財産の保護のための活動 ② 災害時における応急復旧活動

※40 浜松基地

7 その他防災関係機関等

浜松市消防団	① 災害予防、警戒及び災害応急活動 ② 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ③ 予警報の伝達 ④ その他災害現場の応急作業
浜松市水防団	① 水防施設、資材等の整備及び水防活動
(一社)浜松市医師会 (一社)浜松市浜北医師会 (一社)引佐郡医師会 (一社)浜名医師会 (一社)磐田医師会 (一社)浜松市歯科医師会 (一社)浜松市薬剤師会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力(薬剤師会を除く) ③ 災害時の口腔ケアの実施(※41)
産業経済団体	① 浜松商工会議所その他商工業関係団体 ・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力 ・ 災害時における物価安定についての協力 ・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 ② とびあ浜松農業協同組合(※42)、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合(※43)、浜名漁業協同組合 ・ 農林水産物の被害調査についての協力 ・ 災害時における農産物、魚介類の確保 ・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③ 建設業関係団体等(※44) ・ 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力 ④ 観光協会 ・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 ・ 災害時における宿泊者の救護 ・ 災害時における避難者の救護応援協力
浜松エフエム放送(株) 浜松ケーブルテレビ(株)	① あらかじめ市と締結した協定に基づく放送
(福)浜松市社会福祉協議会	① 災害ボランティア受入れ対策の実施

※41 (一社)浜松市
歯科医師会

※42 本店ほか
※43 天竜支店ほか
※44 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、一般社団法人 静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか

(公財)浜松国際交流協会	① 災害に関する情報の多言語化 ② 外国人住民に対する広報
自主防災組織 自治会等	① 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 ② 住民に対する情報の連絡、収受 ③ 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力 ④ 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する協力
その他防災上 重要な施設(※45) の管理者	① 所管する施設の防災管理 ② 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ③ 当該施設に係る災害復旧

※45 災害発生の高率の施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設。

8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

○ 対策計画の作成義務者は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者である。

○ 対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施する。

- ・ 地震防災訓練
- ・ 従業員、施設利用者等に対する避難方法等の周知
- ・ 従業員等に対する防災教育及び広報
- ・ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- ・ 防災組織の整備
- ・ 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達
- ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員、施設利用者等の避難誘導
- ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備の点検、工事の中止等の安全措置
- ・ 地震発生時における従業員、施設利用者等の避難誘導
- ・ 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - ① 従業員、施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - ② 津波警報等の収集及び伝達
 - ③ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第2章

災害予防計画

- 災害の発生を未然に防止するとともに、南海トラフ地震臨時情報の発表時及び地震・津波発生時における被害の軽減を図るため、平常時に行う防災対策について定める。
- ここに定めのない事項については、「共通対策編 第2章 災害予防計画」による。

第1節 防災思想の普及

- 「共通対策編 第2章 第4節 防災知識普及計画」に準ずる。

第2節 自主防災活動

- 「共通対策編 第2章 第8節 自主防災組織の育成、第9節 事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。

第3節 地震防災訓練の実施

- 南海トラフ地震臨時情報の発表時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。
- 避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等を認識し、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努める。

1 市の訓練

- 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力し、又は単独で次表に掲げる訓練を実施する。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施する。
- 訓練のシナリオの改善や内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のある訓練を行う。
- 防災対応への習熟度を高めるとともに、避難行動要支援者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の課題を意識した訓練を実施する。
- 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、都市整備、土木部、区本部、学校教育部】

【災害対策本部事務局、消防局、市民部、健康福祉部、産業部】

【全部局】

総合防災訓練	・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県西部方面本部等と連携して実施する。 ・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。 ・ 職員の動員 ・ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の広報 ・ 浜松市広域受援計画による受援活動 ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の避難誘導、避難の指示及び「共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画」に定める警戒区域の設定 ・ 緊急地震速報の受信時における対応行動 ・ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 ・ 消防、水防活動 ・ 救出・救助 ・ 避難生活 ・ 道路啓開 ・ 応急復旧 ・ 遺体措置
地域防災訓練	・ 12月第1日曜日を地域防災の日と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 ・ 突然発生の地震を想定するものとし、県及び市が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。
津波避難訓練	・ 3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間と定め、津波避難訓練を実施する。 ・ 津波警報が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動要支援者にも配慮した中で実施する。
個別防災訓練	・ 総合防災訓練とは別に、個別防災訓練を実施する。 ・ 主な事項は次のとおり。 ① 情報の収集・伝達訓練 ・ 南海トラフ地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が重要であり、防災関係機関、自主防災組織等と協力して訓練を行う。

	・ 情報量や参加機関等を段階的に増やし訓練の高度化を図る。 ・ 訓練に当たっては、有線電話のふくそう、途絶や勤務時間外等の条件を加える。 ② 職員の動員訓練 ・ 交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止して実施する。 ③ 部門別の訓練 ・ 部、課、施設等は担当する防災業務について、単独又は関係機関と共同で訓練を実施する。重点事項は上記①・②を参考に各所属において定める。 ＜訓練内容の例＞ ・ 消防の災害活動訓練 ・ 上下水道部の給水等応急措置訓練 ・ 動物園の飼育動物の逃亡防止対策等の措置訓練 ・ 学校・病院・福祉施設等の避難等の安全対策訓練
消防団・水防団の訓練	・ 消防団の避難誘導、災害活動等の訓練 ・ 水防団の管内巡視、水防工法等の活動訓練
防災関係機関及び自主防災組織の訓練に対する協力等	・ 市は、防災関係機関及び自主防災組織に対し、市が実施する訓練への参加を要請する。 ・ 市は、防災関係機関及び自主防災組織が実施する訓練に、可能な限り協力する。 ・ 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。
訓練の実施回数	・ 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練、個別防災訓練 年 1 回以上
防災訓練の広報	・ 市は、住民等に訓練への積極的な参加を呼びかけ、交通等の混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 防災関係機関の訓練

- 防災関係機関は、それぞれが定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づき訓練を行う。

3 訓練時における交通規制

基本方針	・ 訓練に当たって、訓練参加者の安全を確保するとともに、交通規制を適宜実施する。併せて、災害時の交通規則の理解を広めるため、交通規制方法等の訓練を行う。
交通規制の要請手続	・ 交通規制を要請するときは、実施日の 1 か月前までに、交通規制要請書(※1)により訓練場所を管轄する警察署長(※2)を経由して県公安委員会に提出する。

※1 交通規制要請書/資料編 11-5

※2 訓練場所が 2 以上の警察署の管内にわたるときは、そのいずれかの警察署長。

交通規制の
実施方法

- ・公安委員会は、総理府令で定める手続きにより交通規制を実施するとともに、公安委員会及び訓練実施責任者は、事前に広報を行い、その周知徹底を図る。

第4節 地震災害予防対策の推進

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- 地震による火災の発生、建築物などの倒壊等による災害の予防、被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、生活確保のための措置など平常時の予防対策を定める。
- 市は、国の地震防災戦略及び県の「地震・津波対策アクションプログラム2023」を踏まえ、浜松市地震・津波対策アクションプログラム（浜松市地域目標）を策定する。これに基づき、国、県と連携しながら、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。
- 業務継続計画の策定などにより、業務の継続性を図るとともに、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うとともに、災害時において地域の災害対策の拠点となる施設の整備に努める。

1 緊急消防援助隊^(※1)の受援体制

- 市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

2 消防用施設の整備

- 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努める。
 - ・消防団による避難誘導のための拠点施設
 - ・緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - ・消防局又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち、耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
 - ・消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
 - ・地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
 - ・消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター、消防用高所監視施設及びヘリコプターテレビ電送システム
 - ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部、市民部、産業部、都市整備部、環境部、土木部、上下水道部】

※1 被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、必要に応じて災害活動を行う消防部隊。

3 火災の予防対策

○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。

一般家庭において 実施すべき対策	＜液体燃料を使用する器具＞ ・ 地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。 ・ 地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。 ＜気体燃料を使用する器具＞ ・ 液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。 ・ 都市ガスの屋内のガス元栓は不使用時には閉める。 ＜固体燃料を使用する器具＞ ・ 前記、液体燃料を使用する器具による。 ＜その他の器具＞ ・ 石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。
事業所等において 実施すべき対策	＜火気使用設備(器具)＞ ・ 一般家庭における対策に準じるほか、地震発生時の燃料供給を遮断し、出火危険を防止する。また、感震器と連動した燃料の自動遮断装置等の取付けを行う。 ＜出火の危険性のある物品の整理と管理＞ ・ 石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品は、それぞれの性状に応じて保管、取扱い場所を検討し、転倒、落下等による出火防止措置を講じる。特に、地下室及び雑居ビルにおけるガス施設の点検の強化やガス漏れ警報設備の設置を行う。
消防法に定める 危険物製造所等 において実施すべき 対策	・ 危険物施設及びその附帯設備については、「危険物製造所等の地震対策指針」(県監修)に基づき、必要な安全対策を促進する。 ＜製造所、一般取扱所＞ ・ タンクの元バルブは緊急時に閉める。また、継手部等における耐震性を調べ、必要に応じ改修する。 ・ 危険物収納容器は、転倒、落下防止措置を行い、危険物の流出を防止する。 ＜屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所＞ ・ タンクの元バルブは、緊急時に閉める。また、屋外タンク貯蔵所にあっては、必要に応じ防油堤を補強する。 ＜給油取扱所、地下タンク貯蔵所＞ ・ 危険物収納容器の整理を行うとともに、懸垂式給油設備等の地盤面上の配管内の危険物は、地下タンクに直ちに収納する措置を講ずる。

	＜その他の製造所等＞ ・ 危険物収納容器の転倒、落下防止措置を講ずる。特にガラス製容器の破損流出を防止する。	
市が実施する指導	＜一般家庭＞ ・ 「一般家庭において実施すべき対策」に定める事項を、自主防災組織、自治会等の団体を通じて指導する。 ＜事業所等＞ ・ 事業所が実施しなければならない事項について、各種団体を通じて指導するとともに、立入検査等により対策の徹底を図る。 ＜少量危険物貯蔵(取扱)所、指定可燃物貯蔵(取扱)所＞ ・ 浜松市火災予防条例(※2)に基づく措置及び地震発生時の出火防止のため危険物タンクその他の容器の転倒、転落等の防止措置を講ずるよう指導する。 ＜消防法(※3)に定める危険物製造所等の施設＞ ・ 消防法に定める危険物製造所等において実施すべき対策に定める事項について、立入検査等により対策の徹底を図る。 ＜幹線避難路に近接して設置される危険物、高圧ガス(LP ガスを含む)施設＞ ・ 避難路の安全を確保するため必要な指導を行う。 ＜防災関連設備等＞ ・ 住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努める。 ＜その他の施設＞ ・ 県その他の機関の行う指導に協力する。 ・ 高圧ガス(LP ガスを含む。)を取扱う事業所における対策 ・ ガス事業法(※4)に定めるガス事業を行う事業所における対策 ・ 火薬類取締法(※5)に定める火薬類の製造を行う事業所における対策	※2 同条例第 30 条ほか ※3 同法第 10 条ほか ※4 同法第 157 条ほか ※5 同法第 28 条ほか

4 建築物等の耐震対策

- 市、事業者、建築主等が一体となって、建築物等の耐震化を図る。

建築主等が実施すべき事項	・ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。
ライフライン事業者及び施設管理者が実施すべき事項	・ ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性を確保する。 ・ 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を図る。 ・ ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を進める。

市が実施すべき事項	浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。 《耐震診断及び耐震改修の指導等》 ・ 昭和 56 年 5 月以前の建築物の所有者等に対し、耐震診断、耐震改修の実施について指導助言を実施 《耐震化施策の推進》 ・ 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和 56 年 5 月以前の建築物の耐震診断、耐震補強及び耐風改修工事等の実施を促進 《安心して耐震改修を行うことができる環境の整備》 ・ 建築物等の耐震対策等の相談に応じる市の建築相談窓口を設置 ・ 施工事業者の登録制度を導入するなど専門技術者の体制整備を図る。 《その他の安全対策の促進》 ・ 耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。 ・ ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、避難路^(※6)沿いのブロック塀等の所有者等へ撤去、改善や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施 ・ 家具転倒防止事業^(※7)を実施するほか、家具等の転倒防止の啓発指導等を実施 ・ 家庭内の窓ガラス、家具のガラス等の安全対策の啓発指導等を実施 市が所有する建築物について、以下の対策を講じる。 《耐震性の公表》 耐震診断及び耐震補強の結果に基づき耐震性能を公表 《システム機器の安全対策》 サーバ等システム機器は、機器の転倒、移動及び振動防止のため、免震床、転倒防止器具等による対策を実施^{(※8)(※9)}
-----------	--

※6 浜松市耐震改修促進計画で定める安全上重要な避難路。

※7 家具の固定作業が困難な高齢者や障がいのある人のみの世帯等を対象に家具の固定に係る作業代を補助する。

※8 浜松市情報セキュリティポリシー・対策基準(市情報システム課)及び浜松市電子計算組織の運営及びデータの保護に関する規程に基づく。

※9 昭和 62 年訓令第 20 号

※10 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

5 被災建築物等に対する安全対策

- 市は静岡県地震対策推進条例^(※10)に基づき、地震被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

6 災害区域の指定

- 市長又は県知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

7 落下倒壊危険物対策

- 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害を予防するため、また、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。
- 市は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	・ 施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全の確保に努める。
枯死した街路樹等	・ 樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
アーケード バス停上屋等	・ 新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	・ 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・ 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る ・ 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
道路標識図 街路灯	・ 施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。 ・ 施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
ブロック塀	・ 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去・改善等をする。 ・ 新設するものについては、安全な塀を設置する。
天 井	・ 脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	・ 破損落下により通行人に危害を及ぼさないよう措置する。
自動販売機	・ 転倒により道路の通行等に安全上支障が無いよう設置する。
樹木、煙突	・ 倒壊のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

- 市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

要避難地区の指定	・ 「本編 第1章 第1節 1 第4次地震被害想定」の結果等による家屋、人口の密集度、地質、がけ崩れ、津波等からみた危険度から判断して、広範囲に災害が発生するおそれが高く、人命に危険があり、避難対策を推進する必要がある地区を要避難地区
----------	---

	(※11)として指定する。	※11 要避難地区町別人口・面積/資料編 4-9
避難対象地区の指定	要避難地区のうち警戒宣言発令時の対象とする地域として、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予測される地域を避難対象地区(※12)として指定する。	※12 避難対象地区/資料編 4-10 及び 4-11
災害予防措置	- 要避難地区の実情に応じ、緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。 - 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等が協力しながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。 ＜緊急避難場所＞ - 小・中学校等の公共施設を利用して、災害種別に応じて、緊急的に身の安全を確保するための避難場所として設置する。場所により、情報伝達、応急救護の機能を持たせる。 - 大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地区の避難者を受入れる。また、救援・情報活動等の拠点として機能させる。 ＜避難路＞ - 一時、避難していた緊急避難場所からより安全な緊急避難場所まで必要に応じて住民等を迅速に避難させるための道路を選定し、国・県の基準に適合する道路を幹線避難路(※13)として順次指定する。 - 緊急避難場所までの経路は、住民の自主判断若しくは自主防災組織ごとに定める。 - 山・がけ崩れ、津波危険予想地域の住民等に対し、当該災害による危険性を周知するなど啓発に努めるほか必要な対策を講じる。 ＜山・がけ崩れ危険予想地域(※14)＞ - 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。 - がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をする。危険箇所及びその周辺の住民に対し、がけの崩壊につながる行為の禁止を周知する。 ＜津波緊急避難施設(※15)＞ - 市は、突発地震に備え、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルなどの津波避難施設の確保に努めると	※13 幹線避難路/資料編 15-3 ※14 避難対象地区(山・がけ崩れ危険予想地域)/資料編 4-10 ※15 緊急避難場所(津波避難場所)/資料編 15-2

	ともに、避難行動要支援者の避難誘導體制を整備する。 ＜ため池＞ ・ため池による洪水危険の認識を深めるため、危険が想定されるため池についてはハザードマップを作成し、地域住民に周知する。
避難所の指定	・市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

9 被災者の救出活動対策

- 建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

市が実施すべき事項	① 自主防災組織、事業所及び住民に対する相互扶助による救出・避難活動についての意識啓発 ② 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の促進 ③ 救出技術の提供、救出活動の指導 ④ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材等を有する救助隊の整備の促進
自主防災組織、事業所等が実施すべき事項	① 救出技術、救出活動の習得 ② 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ③ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

- 要配慮者に対し、その援護が必要な内容、程度等に応じ、迅速で的確な避難者の支援を実施するための体制^(※16)を整備する。

11 生活の確保

- 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。

食料及び生活必需品の確保	・ 各家庭での備蓄を基本に対策を講ずる。 ① 市が事前に準備する事項 ・ 静岡県第4次地震被害想定、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。 ・ 緊急物資調達先は、協定締結先のほか、市内の食品業者等により調達する。 ・ 市内における緊急物資の調達可能量を調査する。 ・ 緊急物資の調達、配分方法を策定する。 ・ 応急復旧資材の調達計画を策定する。
--------------	---

※16 「共通対策編 第2章 第12節 要配慮者支援計画」による。

	・ 事業所等との緊急物資の調達に関する応援協定を締結する。 ・ 緊急物資及び応援物資の集積場^{※17}を定める。 ・ 市内で調達できない緊急物資については県の協力を得て調達の準備をする。 ・ 被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄を行い、生活必需品については市民にその備蓄を促す。 ・ 給食計画を作成する。 ・ 全ての避難所に携帯トイレ等を備蓄する。 ② 市民が実施すべき事項 市は、緊急物資の備蓄等について市民に対し広報を通じて呼びかける。 ＜緊急物資の備蓄＞ ・ 米、乾パン、乾メン、粉ミルク、漬物、つくだに、缶詰、調味料等(1週間分程度)、テント、寝具(毛布、寝袋等) ＜非常持出品^{※18}の準備＞ ・ 準備すべきもの - 長期保存可能な食料 7 日分^{※19}及び飲料水、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、携帯トイレ、トイレトイペーパー、石けん、ビニール袋、食器類、貴重品^{※20}など ・ 必要により準備すべきもの - 燃料、工具、常備薬等 ・ 準備することが望ましいもの - 毛布(保温シートを含む) ＜緊急物資共同備蓄の推進＞ ・ 地域の自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、自家発電装置等を地域で装備するよう自主防災組織に働きかける。	※17 広域物資輸送拠点・物資集積場予定地/資料 14-4 ※18 非常持出品の内容は、地域の危険度、避難距離、家族構成等により異なる。 ※19 うち 3 日分は非常持出できるように備蓄 ※20 個人の判断による
飲料水の確保	① 市が実施すべき事項 ・ 給水タンク、浄水機等の非常用給水資機材^{※21}を整備するとともに、飲料水専用耐震性貯水槽^{※22}を設置する。 ・ 市民に対し、飲料水の備蓄・応急給水に関する啓発を行う。 ・ (社)日本水道協会、19 大都市水道局、浜松市水道組合連合会との協力体制を確立する。 ・ 復旧資機材の備蓄を行う。 ② 市民が実施すべき事項 ＜一般家庭における飲料水の備蓄＞ ・ 飲料水の備蓄には衛生的で衝撃に強い容器を使用し、1 人 1 日	※21 給水資機材/資料 18-1 ※22 飲料水専用耐震性貯水槽/資料 18-2

	3Lを基準として世帯人員の7日分を目標に飲料水を確保する。 ＜自主防災組織を中心とする飲料水の確保＞ ・ 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。 ・ 非常時に利用する井戸、貯水槽等を確認し、水質検査を実施する。 ・ 浄水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、燃料等の応急給水に必要な資機材を整備する。
燃料の確保	① 市が実施すべき事項 ・ 「共通対策編 第2章 第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準じる。 ② 市民が実施すべき事項 ・ 自動車へのこまめな満タン給油を行う。
医療救護	① 市が実施すべき事項 ・ 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 ・ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ・ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 ・ 救護班^{※23}の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 ・ 市民トリアージの普及を図る。 ② 市民が実施すべき事項 ・ 軽度の傷病については、自ら手当を行える程度の医薬品を準備するとともに、自己及び助け合いにより処置する。 ・ 医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。 ・ 献血者登録に協力する。 ③ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項 ・ 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。 ・ 消防、医療関係団体等の協力を得て、患者搬送法(重症患者の判別法を含む。)、応急処置及び救急救護技術を習得する。 ・ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
廃棄物処理	・ 発災後の廃棄物^{※24}の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。 ① 市が実施すべき事項 ・ 浜松市災害廃棄物処理計画等の見直し ・ 災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する

※23 DMAT、DPAT
災害支援ナース等
医療チーム

※24 ごみ・し尿・が
れき類等

	る協議及び連絡体制の整備 ・ 災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地の選定 ・ 災害時における廃棄物の出し方に関する市民周知 ② 市民が実施すべき事項 ・ し尿等の自家処理に必要な器具・用具を準備 ・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の排出方法の検討
保健衛生	・ 市が実施すべき事項 ① 防疫実施計画の作成 ② 市民が行う防疫活動の指導 ③ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備
避難所等の資機材の整備	・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材^(※25)を整備する。
通信の確保	・ 西日本電信電話(株)は、南海トラフ地震臨時情報発表時における避難住民の電話通話を確保するため、協議の上決定した、市指定の避難所へ特設公衆電話機を事前設置^(※26)する。
緊急情報放送システムの活用	・ 市は、浜松エフエム放送(株)と連携し、地震災害時等に市域に密着した情報を定期的に提供する。
応急住宅	① 市は、建設型応急住宅の建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備する。 ② 市は、必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。 ③ 市は、災害時における被災者用の一時的な住居として利用可能な市営住宅の空家把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。また、県営住宅等の管理者との協力体制も整備する。

※25 広域防災倉庫格納資機材/資料 14-2、防災倉庫格納資機材/同 14-3

※26 特設公衆電話機/資料 8-1

12 緊急輸送活動体制の整備

- 県は、被災地へのアクセスや人員・重症患者・物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルート^(※27)を事前に定めておく。
- 県は、災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として、緊急輸送路を指定する。
- 市は、災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。
- 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路又は漁港の障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画の策定に努める。
- 緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ輸送業者と協定を締結するなど体制の整

※27 静岡県広域受援計画に定める、発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路。

備に努める。

- 復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。
- 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

13 公共土木施設等の応急復旧

- 市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。
- 人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

14 文化財等の耐震対策

- 文化財建築物、記念物のうち不動産にあたる文化財、文化財所蔵施設の所有者・管理者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努める。
- 有形文化財のうち彫刻や絵画等の美術工芸品の所有者・管理者等は、転倒防止・落下防止など安全性の確保に努める。

15 救援・救護のための標示

- 市は、ヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上への番号標示^(※28)に努める。
- 市は、孤立するおそれがある地域について無線施設等の整備を推進する。

※28 公共建物番号
標示/資料 11-6

16 情報システムの整備

- 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化に努める。
- 情報のネットワーク化を推進し、関係機関の利用促進を図る。

第5節 災害時避難行動要支援者支援計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、区本部】

- 「共通対策編 第3章災害応急対策計画 第10節災害時避難行動要支援者の避難支援」に準ずる。

第6節 津波災害予防対策の推進

【災害対策本部事務局、健康福祉部(医療担当・保健所)、環境部、学校教育部】

- 南海トラフ地震等の発生時には、地震災害とともに津波による複合災害が懸念される。このような場合に市民が迅速かつ的確に避難するためには、津波の知識の普及、避難の対策等の平常時の予防対策が必要である。
- 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- 市は、地域防災計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を

図るものとする。

- 本節に記載のない事項については、第4節地震災害予防対策の推進に準じる。
- 浜松市津波防災地域づくり推進計画（令和元年11月一部改訂）に基づき、各推進施策（アクション）を計画的に推進する。

1 津波防災地域づくり推進計画

計画の理念	・ 本計画は、津波災害を対象とした計画であり、理念として「自助・共助と公助の連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちを目指す」を掲げる。
推進計画区域	・ 「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する区域とする。
土地利用	・ 津波浸水想定を踏まえつつ、地域の土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、総合計画及び都市計画マスタープランで示す将来都市構造や土地利用の方針に反映させた上で、安心安全な市民生活の実現に向けた地域づくりを進める。
目標と基本方針	・ 津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、推進施策を今後、30年間で実施する。 津波防災地域づくりの3つの目標 1 みんなで取組み、津波から命を守る 2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する 3 津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする 津波防災地域づくりの9つの基本方針 1-1 津波浸水を低減・回避する 1-2 自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組みを促進する 1-3 安全に避難する 2-1 災害対応の核となる防災拠点施設（区本部などの庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所など）の機能を確保する 2-2 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能を確保する 2-3 災害対応業務の実施体制の強化 3-1 生活再建や復旧・復興活動の拠点（オープンスペース）を確保する 3-2 生活基盤を早期に復旧する 3-3 産業（商工業・農業・水産業）を早期に復旧・再建する

2 津波に関する知識の啓発

市民に対する津波の知識の啓発	・ 市は、津波発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、津波についての正しい知識、防災対応について啓発する。 ・ 3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間と定めるほか、11月5日を津波防災の日として、津波からの避難や突然地震が発生した場合の対応など、家庭での対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
----------------	--

	・ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティでの防災に関する教育の普及促進を図る。 ・ 市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。 ① 一般的な啓発 ＜啓発・知識の内容＞ ・ 市の地形的特性 ・ 津波に関する基礎的な知識 ・ 過去の津波被害、災害史 ・ 津波警報等津波に関する情報発表時の行動指針 ・ 地域、事業所等における自主的な防災活動と連携の重要性 ・ 避難対策に関する知識 ・ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策 ・ 津波危険予想地域に関する認識 ・ 避難行動要支援者に関する配慮 ＜手段・方法＞ ・ パンフレット、インターネット、報道機関等を活用して知識の普及を図る。 ・ 津波知識の普及を図るため、自主防災組織等が主催する津波防災に関する研修会・講座等に積極的に参加するとともに、講演会等を開催する。 ・ 地域の災害図上訓練(DIG 訓練)及び避難訓練を実施し、地震後の速やかな避難方法等を体得する。
生徒等に対する教育	・ 市及び市教育委員会は、学校等に対し、生徒等に対する津波防災教育の指針^(※1)を示し、その実施を指導する。 ・ 市は県が、私立学校等に地震及び津波防災教育を実施する際に連携を図る。 ・ 学校等は、地域の特徴や過去の津波の教訓等について、市の防災担当課と連携し、継続的な防災教育に努める。 ・ 学校等は、生徒等に対して自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、津波防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、教育活動の全体を通して実践する。 ・ 学校等における津波防災訓練の充実を図る。
防災関係機関	・ 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力パワーグリッド(株)、ソーラエナジー

※1 静岡県安全教育目標、浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準等

	(株)等の防災関係機関は、それぞれの業務に伴う津波防災対策、津波災害時の応急対策を進めるとともに、利用者に対応する事項等について広報を行う。
--	--

3 危険予想地域における災害の予防

避難対象地区の指定	・ 静岡県第4次地震被害想定^(※2)等による津波災害の危険度から判断して、広範囲に災害が発生するおそれが大きく、人命に危険があり、避難対策を推進する必要がある地区、警戒宣言発令時に津波の浸水が予測される地域を、避難対象地区^(※3)として指定する。この避難対象地区は、後述の津波危険予想地域や浜松市津波防災地域づくり推進計画の推進計画区域と同義である。
災害予防措置	① 避難対象地区の実情に応じ、津波避難施設を設定し、平常時から避難に関する留意事項等を住民に周知する。 ② 市は、浜松市津波防災地域づくり推進計画の推進計画区域において、津波避難施設の整備等の災害予防を講ずる。 <避難対象区域(津波危険予想地域、推進計画区域)^(※4)> ・ 市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示(緊急)の意義、避難方法等の周知に努める。 ・ 海面監視所の設置^(※5) 津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、観測器の整備、緊急連絡用の防災無線機配備、突発地震にも即応可能な監視体制の維持強化の対策に努める。 ・ 津波警告標示板の設置 突発地震による津波来襲に備え、海岸線等における避難対策の万全を期する。 ・ 防災行政無線(同報系)の設置 突発地震等による津波来襲に備え、地域住民の安全確保を図る。 <津波避難ビルの指定^(※6)> ・ 市は、以下の基準に適合する建築物について、その所有者等の同意を得て津波避難ビルとして指定する。 ・ 構造は、鉄筋コンクリート(RC)又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)、階数は3階以上であること。^(※7) ・ 耐震性は、昭和56年6月に改正された建築基準法施行令のいわゆる新耐震設計基準に適合していること、又は耐震診断

※2 第1章第1節による。

※3 避難対象地区(津波危険予想地域)/資料4-11

※4 避難対象地区(津波危険予想地域)/資料4-11

※5 津波監視カメラ設置箇所(2か所)西部清掃工場、今切団地

※6 緊急避難場所(津波避難場所)/資料15-2

※7 「津波避難ビル等に係るガイドライン」(平成17年6月内閣府)、「避難計画策定指針」(平成21年3月24改定静岡県)に準拠。

によって耐震安全性が確認されていること。

4 被災者の救出活動対策

- 津波による被災者等に対する救出活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

市が実施すべき事項	・ 自主防災組織、事業所など地域における相互扶助による避難活動についての意識啓発
自主防災組織、事業所等が実施すべき事項	・ 津波避難施設等の確認及び住民への周知 ・ 津波避難施設等までの避難経路の検討及び訓練の実施 ・ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

5 要配慮者の支援

- 要配慮者に対し、その要援護の内容、程度等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティが主体となり連携して対応する。

6 生活の確保

- 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び津波が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

- 津波の避難対象地区においては、備蓄場所の再検討を行う。

(2) 医療救護

- 津波被害の発生が予測される地域においては、津波注意報の解除などの状況を見て活動を実施する。

(3) 廃棄物処理活動

- 発災後の廃棄物(ごみ・し尿)の処理を適切に行うため、市は、津波による災害廃棄物が一時期かつ膨大に発生することを踏まえ、地域性を考慮して、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地を公有地等から選定する。

7 防疫対策

- 市は、感染症・伝染病のおそれが考えられる事項について対応策を事前に整備する。

第3章

地震防災施設緊急整備計画

- 地震対策緊急整備事業^(※1)、地震防災緊急事業^(※2)、津波避難対策緊急事業^(※3)及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備指針

- 東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、整合性を図りながら総合的に行い、地震に強いまちづくりを進める。

<目的>

- ・ 多数の人的被害が発生するおそれがある地域の被害要因をあらかじめ除去又は軽減する。
- ・ 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保する。
- ・ 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する。

1 防災業務施設の整備

消防用施設の整備及び消火用水対策	・ 地震発生後に予想される火災に備え、多様な災害にも対応する消防車両、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 ・ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	・ 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 ・ このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続するなど、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。 ・ 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 ・ 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

避難地の整備	・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、避難地の整備を図る。
避難路の整備	・ 幹線避難路等、市長が指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等の避難の円滑化を図る。

※1「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」に基づき作成。

※2「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づき作成。

※3「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」に基づき作成。

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部(医療担当・保健所)、健康福祉部、市民部、産業部、都市整備部、土木部、上下水道部、学校管理部】

消防活動用道路の整備	・ 人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域について、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	・ 災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び地域と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地の地震防災対策	・ 建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震、不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

道路の整備	・ 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。 ・ 発災時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルート多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 ・ 市の防災上重要な拠点と県が指定した緊急輸送路とを連絡する道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。
港湾・漁港施設の整備	・ 人員、緊急物資、復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、耐震強化岸壁等の整備を図る。
防災ヘリポートの整備	・ 緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するために防災ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

医療救護施設の整備	・ 在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を促進する。
社会福祉施設の整備	・ 社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	・ 生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の保全に努める ^(※1) 。
不特定多数が利用する公的建物の整備	・ 文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等の不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	・ 庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等の災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・ 地震発生時に地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・ 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、駐車

※1 通常の学校等運営において保全には努めるが、施設の拡充・新規整備等は検討を要する。

	場、広場等のオープンスペースの整備を図る。
--	-----------------------

5 災害防止事業

山崩れ、地すべり等の防止	- 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)・保安林等について、管理者は防災施設の整備を図る。 - ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれがある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、津波対策範囲の河川・海岸・漁港施設の津波対策の整備促進を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	- 飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図る。 - 応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、及びトイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のための備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

- 東海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震対策緊急整備事業(※1)を実施する。
- 事業の実施期間は、昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

1 防災業務施設の整備

消防用施設の整備	- 事業の目的 地震発生後に予想される火災に備え、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の整備を図る。 - 整備の基準 消防水利の基準に基づき、市街地等に耐震性を有する消防水利を整備するとともに、自主防災組織に可搬式動力ポンプを順次貸与
----------	---

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部(医療担当・保健所)、健康福祉部、市民部、都市整備部、土木部】

※1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき作成。

	し、初期消火力の強化を図る。
通信施設の整備	・ 事業の目的 地震発生時は、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。 ・ 整備の水準 情報の収集・伝達を的確に実施するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等を優先して無線通信施設を整備する。

2 避難地・避難路の整備

避難地の整備	・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け入れ、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、避難地を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。 ・ 整備の水準 要避難地区^(※2)の近接を原則として、面積 10ha 以上の公共空地で、避難距離 2km 以内、避難圏域内の最大人口が受け入れ可能人口を超えない避難地を確保することを目標に整備する。
避難路の整備	・ 事業の目的 避難地に通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難地に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の整備を図る。 ・ 整備の水準 要避難地区内で避難地へ通じる避難路のうち、安全確保のため特に必要と認められる道路について、幅員を 15m 以上に改良する。

※2 要避難地区町別人口・面積/資料編 4-9

3 緊急輸送路の整備

道路の整備	・ 事業の目的 緊急輸送路として県が指定した第 1 次緊急輸送路^(※3)、第 2 次緊急輸送路^(※4)及び第 3 次緊急輸送路^(※5)について、人員・物資の輸送に支障のないようにする。 ・ 整備の水準 第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送路について、南海トラフ地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所(トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等)の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。
漁港の整備	・ 事業の目的 緊急輸送路として、舞阪漁港を他の防災港との中継地とし、人員・物資の輸送に活用できるようにする。

※3 高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路。
 ※4 第 1 次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路。
 ※5 第 1 次又は第 2 次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路。

	・ 整備の水準 地震により想定される推定波高等を考慮して、係留施設を整備する。
--	--

4 防災上重要な建物の整備

医療救護施設の整備	・ 事業の目的 発災時における在院患者の安全と発災後の医療救護機能を維持する。 ・ 整備の水準 病院、診療所、救護所等が連携し、医療救護活動を迅速、的確に実施できるよう体制づくりを進める。また、医療救護活動の拠点となる公的医療機関は、整備の必要性が高いため、積極的に耐震化を促進する。
社会福祉施設の整備	・ 事業の目的 社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者等を地震災害から守る。 ・ 整備の水準 耐震診断の結果により改築、補強を行う。

5 災害の防止事業

山崩れ、地すべり等の防止	・ 事業の目的 地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)について、整備を促進する。 ・ 整備の水準 <急傾斜地崩壊対策事業> ・ 本市の急傾斜地崩壊危険区域指定箇所(※6)は、百数十箇所あるが、この中には県事業としての採択基準(高さ10m以上の自然がけ)に満たない地区もある。 ・ これらの県事業採択基準に満たない、がけ高5～10m未満の地区の施設については、市単独事業での施工を図るとともに、未指定地区の指定を目指し、事業の一層の促進を図る。 <がけ地近接危険住宅移転事業> ・ 急傾斜地崩壊地区の指定が早急にできない地区や指定基準を満たさない地区の家屋については、安全な土地への家屋移転を促す。 ・ 関係者に土砂崩壊の危険と家屋移転の必要性の理解を求め、移転を促進する。
--------------	---

※6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定。

津波対策	・ 事業の目的 津波により著しい被害が生ずるおそれがある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の安全を確保する。 ・ 整備の水準 人口が集中した後背地をもつ河川・海岸・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるよう、堤防護岸の新設、嵩上げ、補強及び防潮水門、陸閘等の整備を促進する。 ・ 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防の嵩上げ、馬込川へ流入する河川・排水路の逆水防止樋門の設置を促進する。また、同河川に設置されている排水機場樋門を関係土地改良区等と点検し機能を確認する。 ・ 天竜川河口の海岸堤防の堤防高不足により、浸水が想定される地域については、堤防の嵩上げを促す。
------	---

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等について、浜松市地震・津波対策アクションプログラム（浜松市目標）を目標とし（※1）、地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。
- 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次地震防災緊急事業五箇年計画を実施中である。

【災害対策本部事務局、消防局、都市整備部、土木部】

※1 地震防災対策特別措置法の規定に基づく。

名称	区名	事業名	事業の概要
避難地の整備	中央区	都市公園事業	東部やすらぎ公園(名塚公園)
緊急輸送道路の整備	中央区	道路事業	(主)浜松環状線
	中央区	道路事業	(一)湖東和合線
	浜名区	道路事業	(主)天竜浜松線
消防用施設の整備及び消火用水対策	中央区	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽、消防救急デジタル無線設備
	中央区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	中央区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	中央区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽

	浜名区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	浜名区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	天竜区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
共同溝の整備	中央区	道路事業	(国)257号
	中央区	街路事業	(都)旭町鴨江線
	中央区	街路事業	(都)植松伊左地線
	浜名区	道路事業	(都)本通り線
	浜名区	道路事業	(都)小林駅前線
	中央区	土地区画整理事業	高塚駅北第二 (区画道路2号線ほか)
	浜名区	土地区画整理事業	浜北中央北地区 (区画道路14-2号線ほか)

第4節 津波避難対策緊急事業計画

【災害対策本部事務局、都市整備部】

津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

- 市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画を作成することができる。
- なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、浜松市津波防災地域づくり推進計画に定める。

第5節 その他の地震対策事業計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部(医療担当・保健所)、都市整備部、上下水道部】

1 水道施設等の整備

水道施設の整備	・ 事業の目的 水道施設の被害を最小限にとどめ、円滑な給水機能を確保するため、施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。 ・ 整備計画 ＜水源施設＞ 水源の多系統化を推進するほか、浄水場内施設の整備を図る。また、非常用水源として井戸の整備や耐震性貯水槽の設置を行う。
---------	--

	<table><tr><th>施設名</th><th>事業名</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">水源施設</td><td>浄水場内施設整備</td><td>水源の確保 応急給水拠点整備 二次災害防止</td></tr><tr><td>非常用井戸整備</td><td>水源の確保 応急給水拠点整備</td></tr><tr><td>耐震性貯水槽整備</td><td>応急給水拠点整備</td></tr></table>	施設名	事業名	備考	水源施設	浄水場内施設整備	水源の確保 応急給水拠点整備 二次災害防止	非常用井戸整備	水源の確保 応急給水拠点整備	耐震性貯水槽整備	応急給水拠点整備
	施設名	事業名	備考								
	水源施設	浄水場内施設整備	水源の確保 応急給水拠点整備 二次災害防止								
		非常用井戸整備	水源の確保 応急給水拠点整備								
		耐震性貯水槽整備	応急給水拠点整備								
	＜浄水・配水施設＞										
	浄水施設の耐震化や配水管の耐震化を推進する。										
	<table><tr><th>施設名</th><th>事業名</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">浄水・配水施設</td><td>浄水施設</td><td>浄水</td></tr><tr><td>配水管耐震化</td><td>配水機能確保</td></tr></table>	施設名	事業名	備考	浄水・配水施設	浄水施設	浄水	配水管耐震化	配水機能確保		
	施設名	事業名	備考								
	浄水・配水施設	浄水施設	浄水								
配水管耐震化		配水機能確保									
＜給水資機材＞											
浄水器、非常用給水袋及び簡易水槽の整備を図る。											
下水道施設の整備	・ 事業の目的										
	下水道施設の被害を最小限にとどめ、円滑な排水機能を確保するため、施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。										
	・ 整備計画										
	「浜松市下水道総合地震対策計画」等に基づき、効率的、効果的な耐震化を進める。										
	＜管渠＞										
	基幹管路の耐震化を推進する。										
	＜処理場、ポンプ場＞										
	①汚水、汚泥の漏出を防ぎ二次災害を防止する。										
	②土木、建築構造物の耐震診断を行い、耐震化を推進する。										
	③沈砂池等水槽構造物の亀裂による漏水、機械・電気設備等の配管の歪み、管接続部のズレ等を考慮した構造、工法を推進する。										
医療設備の整備	・ 事業の目的										
	病院等の診療機能の維持を図るために必要な設備、医療資機材の充実を図る。										
	・ 整備の水準										
	病院・診療所等の役割分担をもとに、これに必要な医療資機材備品を整備する。										
地域防災活動の推進	・ 避難地における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。										

2 市有施設等の整備

市有建築物の整備	・ 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 ・ 整備の水準 国や県の耐震性能基準に基づき、耐震性能が劣る建物は計画的に耐震化を進める。
庁舎等の設備の整備	・ 事業の目的 室内のロッカー・書棚等の転倒防止及びガラス等の飛散防止に努める。 ・ 整備の水準 ロッカー・書棚の固定、飛散・落下のおそれがある窓ガラス等の改善を図る。
防災活動資機材の整備	・ 事業の目的 市災害対策本部及びその他市有施設における装備の充実強化を図る。 ・ 整備の水準 災害の拡大を防ぐとともに、災害応急復旧活動に必要な資機材を整備する。

第4章

地震・津波警戒対策計画

- 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、南海トラフ地震に関する静岡県版ガイドライン等の内容を踏まえて対応の概要を定める。
- なお、東海地震については、平成29年11月1日から気象庁による、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用の開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表が行われなくなったことを踏まえ、東海地震注意情報の発表から警戒解除宣言が出されるまでのそれぞれの事態に対応した、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が実施する応急対策については、別紙^(※1)に移設する。

※1(別紙)浜松市東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策編

第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について

【災害対策本部事務局】

- 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。
- 市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

《南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達及び体制

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務 ^(※1)
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	災害対策準備室体制 ^(※2)	・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達

※1 主な業務は事前に避難が必要な地域の選定や避難所の開設方針等、各種検討事項の具体化に合わせ見直しを行う。

※2 情報発表の前提である半割れの地震に伴い、「市内で震度6弱の地震を観測したとき」や「大津波警報（特別警報）が発表されたとき」等の災害対策本部設置基準を満たす場合には災害対策本部体制とする。

《南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び体制

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務 ^(※1)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 発表時	災害対策連絡室体制 ^(※2)	・市民への広報 ・各部、各区等への情報伝達 ・日頃からの備えの再確認 ・県との情報共有

2 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震の発生を踏まえて、対象地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

《南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置》

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達及び体制

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される臨時情報の種別	体制	主な業務 ^(※1)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 発表時	災害対策本部体制	・市民への広報 ・各部、各区等への情報伝達 ・必要な事業を継続するための措置 ・日頃からの備えの再確認 ・施設及び設備等の点検 ・地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・防災対応実施要員の確保 ・職員等の安全確保 ・県との情報共有

2 避難対策等

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。
- なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、浜松市沿岸域防潮堤の効果を加味して設定していくものとする。

（１）地域住民等の避難行動等

基本方針	・ 市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。
事前避難対象地域の設定(※4)	・ 市は、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。 ・ 住民事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域 ・ 高齢者等事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域
指示の基準(※4)	・ 市長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難の指示等を行うものとする。 ・ 住民事前避難対象地域への避難指示 ・ 高齢者等事前避難対象地域への高齢者等避難
指示等の伝達方法	・ 市長は、避難の指示等をしたときは直ちに指示等が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。
避難に関する平時からの周知事項	・ 避難に関する平時からの周知事項 ① 事前避難対象地域の地区名等 ② 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認 ③ 安全な避難場所・避難経路等の確認 ④ 避難行動における注意事項 ・ 臨時情報は、極めて稀な状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。 ・ このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

※4 県河川砂防局が浜松市沿岸域防潮堤整備事業の事業効果として見込んでいる津波浸水想定を基に事前避難対象地域の設定について検証した結果、本市には事前避難対象地域は存在しない(防潮堤の整備効果を踏まえ、本市の津波浸水想定が県により正式に見直されるまでの暫定的な対応。)

避難計画の作成	市は、後発地震に備えて避難を呼びかける地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。
---------	--

(2) 避難所の運営

基本方針	- 避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。 - 市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。
避難所の設置 及び避難生活	① 避難生活者 - 事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。 ② 設置場所 - 市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。 ③ 設置期間 - 国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。 ④ 避難所の運営 - 避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努めるものとする。

3 消防機関等の活動

- 市は、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。
 - ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ・ 事前津波避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

4 警備対策

- 警察は、犯罪防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。
 - ・ 正確な情報の収集及び伝達
 - ・ 不法事案等の予防及び取締り
 - ・ 地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- ① 水道

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- ② 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- ③ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

④ 通信

電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置を取るものとする。

⑤ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

6 金融

- 金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

7 交通

① 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者の取るべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

② 海上及び航空

海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

③ 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

- 市は、滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。
- 市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

9 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受認の限度を踏まえ、対象地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

対象地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対しては警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

- 南海トラフ地震等が発生した場合の災害応急対策について定める。
海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想される。東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などであり、こうした想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。
- また、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体に円滑かつ適切に支援活動を実施する。

第1節 市・防災関係機関等の活動

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、土木復旧部】

- 地震発生後の市、防災関係機関等の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要について定める。

1 災害時の配備体制

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。

2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務

- 「共通対策編 第1章 第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」及び「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。

3 組織

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。

4 職員の動員(配備)計画

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。

5 消防機関の活動

消防局	① 組織 ・ 地震が発生したときは、「警備(消火・救出)部の編成」に基づき市災害対策本部警備(消火・救出)部を消防局に置き、出火防止、火災の早期鎮火及び延焼防止に当たるとともに、救助、救急活動を行い、地震災害から管内住民の生命と身体の安全を図る。 ② 重点的に果たすべき事務 ・ 被害状況等の情報の収集と伝達 ・ 消火・救急・救助活動 ・ 地域住民等への避難の指示の伝達、避難誘導及び避難路の確保 ・ 出火防止の広報
-----	---

	- 津波警報、津波注意報、地震津波情報の収集及び伝達 ③ 配備体制 1号招集第三配備体制(職員全員招集)^(※1)
消防団	① 組織 警備(消火・救出)部の編成のとおり ② 重点活動事項 - 被害状況等の情報の収集と伝達 - 消火活動及び救助活動 - 緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保 - 避難住民等の緊急避難場所への誘導 - 危険地域からの避難の確認 - 自主防災組織との連携、指導、支援 ③ 配備体制 所定の場所へ配備

※1 浜松市警防規程第91条及び第94条

6 水防団の活動

水防団	①組織及び管轄 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする^(※2)。 ②重点所掌事項 - 被害状況等の情報の収集と伝達 - 地区防災班、各機関との連絡調整 - 管内の巡視、資材器具の搬送及び水防工法の実施 - 避難誘導と危険区域からの避難の確認 - 自主防災組織救護班との連携活動 - その他各機関への協力応援 ③配備体制 所定の場所へ配備
-----	---

※2 水防団の組織及び管轄区域/資料編 6-4

7 防災会議の開催

○ 必要に応じ浜松市防災会議を開催し、災害応急対策の実施推進を図る。

8 防災関係機関の活動

○ 「共通対策編 第1章 第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 情報活動

- 「共通対策編 第3章 第7節 情報の収集、伝達計画」に準ずる。

【災害対策本事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、土木復旧部、上下水道復旧部】

第3節 広報活動

- 地震発生による被害地の混乱、動揺、流言飛語の流布等の防止のため、市民に対し必要な情報を提供し、人心の安定と災害応急対策を実施するための広報活動について定める。

【災害対策本事務局、上下水道復旧部】

1 広報事項

- 基本的な広報事項について項目・ルート・文案等をあらかじめ定め、適切・迅速な広報を行う。
 - ① 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
 - ② 地震情報等
 - ③ 人心安定のため市民に対する呼びかけ
 - ④ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
 - ⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
 - ⑥ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
 - ⑦ 給水など市民生活に関係の深い施設の応急活動の状況
 - ⑧ 自主防災組織に対する活動実施要請

2 広報実施方法

- 「共通対策編 第3章 第8節 災害広報計画」に準ずる。

3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

- 住民等は各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。
 - (1) ラジオ、テレビ、新聞、インターネット
地震情報、交通機関運行状況、避難所情報、生活情報等
 - (2) 広報車、有線放送
主として市域内の情報、指示、指導等
 - (3) 自主防災組織を通じての連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
 - (4) サイレン、警鐘
津波警報、火災の発生の通報
 - (5) 防災行政無線（同報系）
地震津波情報、市からの指示等

第4節 緊急輸送活動

- 応急対策要員、緊急物資、応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。
- 南海トラフ地震発生時における広域受援の受入れに係る緊急輸送活動については、静岡県広域受援計画による。

1 市

- 「共通対策編 第3章 第23節 輸送計画」に準ずる。

2 防災関係機関の輸送

- 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行う。
- 防災関係機関からの要請により特に必要と認めた場合については、市災害対策本部が必要な措置をとる。

第5節 他市町村等への応援要請

- 広域的な大規模災害に対応するため県、市区町村、自衛隊、民間団体等に対して市が行う応援要請等について定める。
- 南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、浜松市広域受援計画に基づく。

1 県、市区町村等に対する応援要請

- 「共通対策編 第3章 第4節 相互応援協力計画」に準ずる。

2 自衛隊の支援

- 「共通対策編 第3章 第5節 自衛隊派遣要請計画」に準ずる。

3 海上保安庁の支援

- 「共通対策編 第3章 第6節 海上保安庁に対する支援要請計画」に準ずる。

4 民間団体等に対する応援協力の要請

- 「共通対策編 第3章 第28節 隣保互助・民間団体活用計画」に準ずる。

第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動

- 災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について市、自主防災組織及び市民が実施すべき事項^(※1)を示す。
- 降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じる。特に海岸保全施設に被害があった地域では、二次災害の防止に十分に注意する。

1 消防活動

- 「共通対策編 第3章 第11節 消防計画」に準ずる。

2 水防活動

- 「風水害等対策編 第2章 第6節 水防計画」に準ずる。

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、遺族・遺体部、都市復興部】

【警備（消火・救出）部、物資管理部、都市復興部、土木復旧部】

※1 消防局災害対策活動指針及び消防団の震災活動（いずれも消防局）による。

3 人命の救出活動

- 「共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画 7 人命の救出活動」に準ずる。

4 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策

- 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、その実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の危険度を判定する。
- 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
- 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力する。
- 市民は判定の結果に応じて、避難又は当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講じるよう努める。

5 災害危険区域の指定

- 「共通対策編 第3章 第16節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

第7節 避難活動

【災害対策本部事務局、福祉支援部、遺族・遺体部、土木復旧部、区本部】

- 南海トラフ地震等が発生したときの避難対策及び避難生活の基本的な事項を示す。

1 避難対策

- 避難対策の基本方針
 - ① 南海トラフ地震等の発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
 - ② 地震の発生及び津波警報等津波に関する情報が発表された場合には、避難対象地区（津波危険予想地域、推進計画区域）及びその周辺地域の住民等は、高所又は高台へ直ちに避難する必要があるため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
 - ③ 住民は、避難活動を行う際、自らの身の安全を確保しつつ、出火防止措置に努める。
 - ④ 住民等は、津波警報等津波に関する情報を入手した者が率先して避難する。また、避難に当たっては、津波の接近を呼びかけながら、避難していない住民等へ情報を伝達する。
 - ⑤ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、自らの身の安全を確保するとともに、要配慮者等に配慮する。

- ⑥ 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難収容に関する支援要請を行う。
- ⑦ 津波避難ビルの施設管理者等は、可能な限り入口の解放等を実施し、避難者を受け入れる体制をとる。
- ⑧ 夜間など、施設管理者等による解錠を待つ暇がないときには、窓や扉を蹴破るなどして逃げ込む。この際の補償等については、後日市と施設管理者等で協議を行うものとする。
- 災害時の配備体制 (※1)
- ① 市災害対策準備室
- ・ 静岡県沿岸に津波注意報が発表された場合は、市災害対策準備室を設置する。
- ② 市災害対策連絡室
- ・ 静岡県沿岸に津波警報が発表された場合は、市災害対策連絡室を設置する。
- ③ 災害対策本部
- ・ 静岡県沿岸に大津波警報が発表された場合など、市長が災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。

※1 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

○ 津波情報等の種類

- ① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 (※2)
- ・ 気象庁は、地震の規模や位置を即座に推定し、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。
- ② 津波予報区
- ・ 日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられ、本市が属する津波予報区・区域は、静岡県となり、津波予報担当気象官署は気象庁本庁となる。

※2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報/資料編 5-3

※ 図は、静岡県及び周辺の県が属する津波予報区



○ 津波等の情報の収集・伝達

- ・ 避難指示の伝達は、「共通対策編 第3章 第7節 情報の収集・伝達計画」により行う。

○ 避難対策

情報・広報活動	① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「共通対策編 第3章 第7節 情報の収集・伝達計画」による。 ② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「共通対策編 第3章 第8節 災害広報計画」による。また、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。 ③ 住民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。
津波からの避難対策	① 津波注意報が発表された場合 ・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。なお、市長が行う避難指示については別に定める(※3)ところによる。 ・ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・ 海水浴客、釣人及びサーファー等(※4)に対し、避難指示の伝達に努める。 ② 津波警報・大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。 ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。 ④ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合 ・ 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、津波監視カメラ等で海面の状態を監視する。 ・ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。 ・ 避難指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想され

※3「本編 第5章 第7節 避難活動 1 避難対策」に定めるところによる。

※4 以下「海水浴客等」という。

	るときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。 ⑤ 遠地津波が発生した場合 ・ 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を講じる。 ・ 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置を講じる。 ・ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。 ⑥ 住民が実施する自衛措置 ・ 海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受けるまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の行動をとる。
--	---

2 避難指示等解除の判断・実施基準^(※5)

- 警戒宣言や大津波警報・津波警報が解除され、津波監視カメラ等で津波により、さらなる津波被害のおそれがないと判断した場合に行う。
- 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として行う。

3 避難所の設置及び避難生活

- 「共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画」に準ずる

※5 浜松市津波避難計画 第8章 避難指示等の発令基準。

第8節 社会秩序を維持する活動

- 「共通対策編 第3章 第22節 社会秩序維持計画」に準ずる

【災害対策本部事務局、物資管理部】

第9節 交通の確保対策

- 「共通対策編 第3章 第24節 交通応急対策計画」に準ずる
- 地震発生時等に自動車運転者がとるべき措置は以下のとおり。

【土木復旧部】

緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の	① ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。 ② 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とす。 ③ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安
----------------------	---

取るべき措置	全な方法により道路状況を確認して、道路の左側に停止する。
地震が発生したときの自動車運転者の取るべき措置	① 走行中の自動車運転者は、次の手順により行動する。 ・ できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させる。 ・ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。 ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 ② 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等^(※1)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にいる運転者は次の措置をとる。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。 ・ 交通の規制が行われたときは、指定区域・区間外の場所へ速やかに車両を移動させる。 ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。 ・ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとる場合があり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。^(※2)

※1 交通規制が行われている区域又は道路の区間。

※2 災害対策基本法 5 章第 76 条の 6 第 3 項に基づく。

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、都市復興部、廃棄物処理部、上下水道復旧部、区本部】

第10節 地域への救援活動

- 地震発生後、日常生活に支障をきたした被災者等に対して行う食料、飲料水、その他生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保並びに医療救護活動、廃棄物処理、防疫等の保健衛生活動、応急住宅の確保、遺体捜索活動、ボランティア活動への支援について、市、自主防災組織及び市民が実施する対策を定める。
- 南海トラフ地震等の発生時における地域への救援活動に係る広域応援の受け入れについては、浜松市広域受援計画による。

1 食料、生活必需品等の緊急物資の確保

- 「共通対策編 第3章 第13節 食料供給計画」及び「共通対策編 第3章 第14節

被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画」に準ずる。

2 給水活動

- 「共通対策編 第3章 第15節 給水計画」に準ずる。

3 燃料の確保

- 「共通対策編 第3章 第14節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画」に準ずる。

4 医療救護活動

- 「共通対策編 第3章 第17節 医療及び助産計画」に準ずる。

5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理

- 「共通対策編 第3章 第21節 廃棄物処理計画」に準ずる。

6 消毒活動及び感染症対策

- 「共通対策編 第3章 第20節 防疫計画」に準ずる。

7 健康支援活動

- 「共通対策編 第3章 第18節 健康支援計画」に準ずる。

8 行方不明者の捜索及び措置

- 「共通対策編 第3章 第19節 遺体の捜索及び措置・火葬計画」に準ずる。

9 応急住宅の確保

- 「共通対策編 第3章 第16節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

10 災害ボランティア活動の支援

- 「共通対策編 第3章 第29節 ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第11節 学校等における災害応急対策及び応急教育

- 「共通対策編 第3章 第25節 文教対策計画」に準ずる。

【災害対策本部事務局、区本部、学校管理部】

第12節 被災者の生活再建等への支援

- 「共通対策編 第3章 第26節 社会福祉計画」に準ずる。

【福祉支援部】

第13節 市有施設・設備等の対策

- 「共通対策編 第3章 第31節 市有施設・設備等の対策」に準ずる。

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、物資管理部、土木復旧部、上下水道復旧部】

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

○ 市民生活に密接な関係にある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

電力(※1)	・ 防災活動体制については、大規模事故対策編(※2)による ① 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが状況によっては危険防止のため送電を停止する。 ② 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ③ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ④ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
ガス(※3)	・ 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 ・ 都市ガス及び LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ・ 都市ガス及び LP ガスの施設の安全点検を実施し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。 ・ 防災拠点、医療拠点等の緊急に必要なところに臨時供給を行う。 ・ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。
通信(※4)	・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を提供する。 ③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 ④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送(※5)	・ 放送機器の障害、中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 ・ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能確保の措置を講じる。 ・ 臨時ニュース、特別番組等を通して地震情報、被害状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
金融(※6)	・ 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講じる。 ・ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講じる。

【災害対策本部事務局】

※1 中部電力パワーグリッド(株)(浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場)
 ※2 第9章3節災害応急対策計画による。

※3 サーラエナジー(株)浜松支社、(一社)静岡県LPガス協会西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会

※4 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

※5 日本放送協会静岡放送局、静岡放送(株)浜松総局、(株)テレビ静岡浜松支局、(株)静岡朝日テレビ(浜松支局)、(株)静岡第一テレビ浜松支局、静岡エフエム放送(株)、浜松エフエム放送(株)、浜松ケーブルテレビ(株)

	・ 関係機関と協議し、利用者の利便につながる措置を講じる。
鉄道 ^(※7)	・ 交通機関の運転停止基準については、別^(※8)に定める。 ・ 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。 ・ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ・ 早期の運転再開を図るため、応急復旧工事を行う。
道路 ^(※9)	・ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握するとともに、緊急輸送路の早期確保に努める。 ・ 道路管理者は、道路の応急復旧のため必要な措置を講じる。 ・ 県警察は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

※6 金融機関、保険会社及び証券会社

※7 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、遠州鉄道(株)、天竜浜名湖鉄道(株)

※8 交通機関の運行停止基準/資料編11-8

※9 中日本高速道路(株)浜松保全・サービスセンター、静岡県道路公社

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

【災害対策本部事務局、上下水道復旧部】

- 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか次のとおりである。
- 平常時対策との整合性の確保に留意する。
- 津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の対策計画の作成義務者に適用する。

1 各施設・事業所に共通の事項

- 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。
 - ・ 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ① 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - ② 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
 - ・ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ① 地震及び津波に関する情報収集、伝達
 - ② 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
 - ・ 出火防止措置、消防用施設等の点検

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

- 各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意する。
- 津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

病院、診療所、百貨店、スーパー等	・ 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 ・ 地震及び津波に関する情報並びに緊急避難場所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ・ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
------------------	--

石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取り扱いを行う施設	・ 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損傷防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	・ 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 ・ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講じる。 ・ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講じる。
学校等、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時避難行動要支援者の安全確保に配慮する。
水道(市)	・ 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講じる。
電気	・ 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
ガス	・ 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報に配慮する。
道路	・ 津波による被害が予想される区間及び避難路として使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第16節 市域外被災地支援活動

【災害対策本部事務局】

- 市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体を実施する支援活動について定める。

1 被災地支援対策本部等（※1）の配備基準

市は以下の配備基準を満たす場合には、被災地支援対策本部等を設置する。

体制	配備基準	対応部（課）
情報収集	・ 国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したと危機管理監が認めるとき ・ その他、情報収集体制をとる必要があると危機管理監が認めるとき	危機管理課 ※その他、危機管理監が必要と認める課
被災地支援対策本部	・ 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（指定都市市長会）」が適用された場合	関係する部（災害対策本部体制に基

※1 浜松市被災地支援対策本部設置要綱/資料編 1-4
浜松市被災地支援対策本部設置要綱の運用について/解説・運用編 1-1

	・災害時相互応援協定を締結している地域で地震等の災害が発生し、その災害の規模が被災自治体で対処できないものであると市長が認めるとき ・その他、被災地支援対策本部体制をとる必要があると市長が認めるとき	づく)
--	--	-----

2 被災地支援体制

- 被災地支援が決定した場合には被災地支援対策本部を設置し、被災地の情報収集や派遣職員の総合調整を行う。
- 被災地の情報収集等を行う先遣隊、現地支援本部及び本市へ避難した被災者の相談窓口として被災地・被災者支援センターを必要に応じて設置する。
- 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

3 被災地支援対策本部会議

- 支援活動の重要事項を協議するため、必要に応じて被災地支援対策本部会議を開催する。
- 被災地支援対策本部会議では、必要に応じて各部局へ具体的な検討及び対策の指示をする。